

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成27年10月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500102 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500015 号

## 第 1 結論

昭和 62 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年 9 月生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、A を昭和 62 年 3 月 30 日に退職した後、同年 4 月 1 日に B に就職した。その際、A から同年 3 月は国民年金に加入することになるとの説明を受け、同年 3 月の国民年金保険料を納付した記憶がある。

しかし、年金記録では、昭和 63 年 3 月の納付として処理されているので、調査の上、昭和 62 年 3 月の納付として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者については、請求期間である昭和 62 年 3 月を除き、昭和 53 年 4 月 1 日から本件訂正請求の受付日までの期間は共済組合の加入期間であり、国民年金保険料を納付したと陳述する請求期間は国民年金に未加入の記録となっている。

しかし、請求者には、国民年金について、共済組合の加入期間である昭和 63 年 3 月 31 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 3 月の国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号の払出しについてみると、請求者の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金手帳記号番号は平成元年 2 月に払い出されたものと推認でき、この加入手続の時点では、請求者が A を昭和 62 年 3 月 30 日に退職したことに伴い生じた同年 3 月の国民年金保険料については納付に関する時効は到来しておらず、請求者は、過年度保険料として当該保険料を納付することが可能であり、請求者が、当該保険料を納付せずに、B に在職し共済組合の加入期間である昭和 63 年 3 月について保険料を納付する理由は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続を行う際に、請求者が A を昭和 62 年 3 月 30 日に退職し、同年 4 月 1 日に B に就職した事実を誤って届け出るとは考えられず、被保険者資

格取得日が昭和 62 年 3 月 31 日ではなく、昭和 63 年 3 月 31 日として記録されているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500105 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500049 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A 社から関連会社である B 社に異動した際、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者と同様に A 社から B 社に異動した複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間において A 社及び B 社に勤務していたことが認められる。

また、請求者と同時期に A 社から B 社に異動した同僚は、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者と同様に、昭和 60 年 2 月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該同僚が保管している給与明細書において、同年 2 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚が保管する昭和 60 年 5 月の給与明細書に添付された書面から、当該同僚は、同年 2 月は A 社において、同年 3 月は B 社において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和60年1月の厚生年金保険の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は事業を廃止している上、当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、事業主が請求期間に係る資格喪失年月日を昭和60年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、請求期間について、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出されたものと推認される。

その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和60年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500107 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500050 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A 社から関連会社である B 社に異動した際、継続して勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者と同様に A 社から B 社に異動した複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間において A 社及び B 社に勤務していたことが認められる。

また、請求者と同時期に A 社から B 社に異動した同僚は、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者と同様に、昭和 60 年 2 月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該同僚が保管している給与明細書において、同年 2 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚が保管する昭和 60 年 5 月の給与明細書に添付された書面から、当該同僚は、同年 2 月は A 社において、同年 3 月は B 社において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和60年1月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は事業を廃止している上、当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、事業主が請求期間に係る資格喪失年月日を昭和60年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、請求期間について、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出されたものと認められる。

その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和60年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500109 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500051 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 19 年 4 月 16 日及び喪失年月日を同年 4 月 18 日とし、同年 4 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 4 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 4 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 4 月 16 日から同年 4 月 18 日まで

私は、平成 19 年 4 月 16 日及び同年 4 月 17 日の 2 日間、A 社に勤務した。

勤務期間に係る平成 19 年 5 月分の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が給与から控除されているのに、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者が所持する「平成 19 年 5 月分給与明細」と表記された給与明細書及び A 社から提出された社員カードから、請求者は同社に平成 19 年 4 月 16 日及び同年 4 月 17 日に勤務していたことが確認できる。

また、上記の社員カードによると、請求者の雇用形態が「現業嘱託社員」と記載され、A 社は、「嘱託社員は週 40 時間勤務する者で、雇用期間が 6 か月毎の更新契約であり、厚生年金保険を含む社会保険に加入する対象者であった。」と陳述しており、請求者は、同社に雇用された時点で厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしていたことが認められる。

さらに、上記の給与明細書及び A 社から提出された「給与明細照会画面」と表記された給与明細（控え）から、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から



控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を平成19年4月16日に取得し、同年4月18日に同資格を喪失していると認められ、同年4月の標準報酬月額については、上記の給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500106 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500016 号

## 第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 1 月まで

昭和 36 年頃、町内会を通じて国民年金に加入し、国民年金保険料が 100 円の時から集金人を通じて保険料を納付していたが、請求期間の国民年金の納付記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿等から昭和 41 年 2 月 28 日に A 県 B 市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、請求者はこの頃に国民年金への加入手続を行ったものと推認されるが、請求者は昭和 36 年に居住していた地区の町内会長を通じて加入手続を行ったと思うと主張しており、加入手続の時期が請求者の主張と異なる。

また、請求者が所持する国民年金手帳には、「昭和 41 年 2 月 28 日」発行、資格取得日は「昭和 41 年 2 月 8 日」と記載されており、当該被保険者資格の取得日はオンライン記録と一致している。この記録から請求期間は未加入期間であり、制度上、請求期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に請求期間当時、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。